

豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

豊 橋 市

令和 3 年 4 月

1. 目的

豊橋市建築物耐震改修促進計画に定めた住宅の耐震改修の目的達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅の耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置づけ

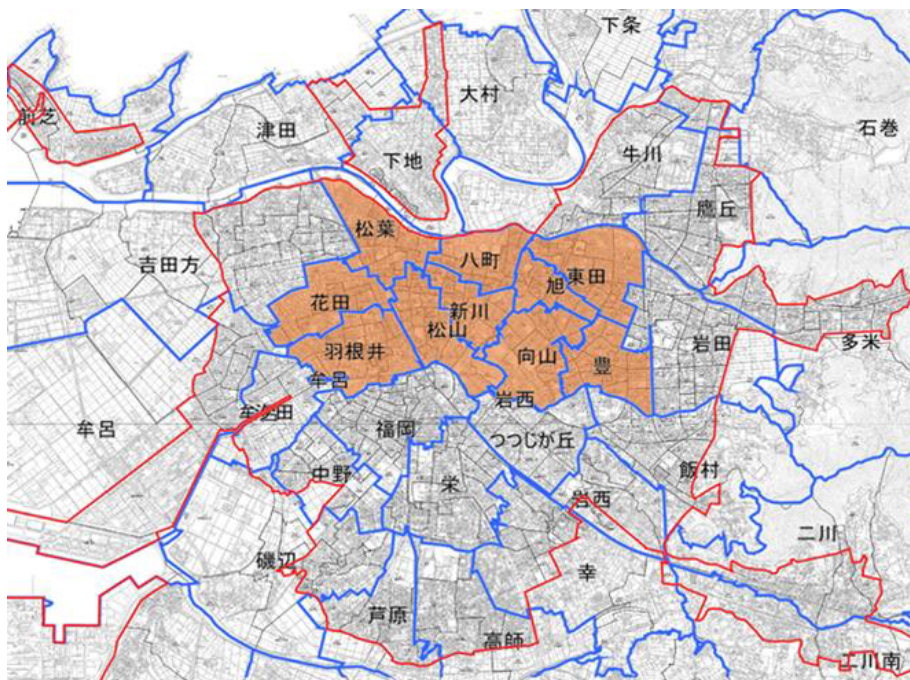
豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、豊橋市建築物耐震改修促進計画第5章5-1の「3. 重点的な耐震化の促進」に基づき策定する。

3. 対象地域及び住宅の耐震化を緊急的に促進すべき区域

豊橋市全域とする。特に、大規模地震発生時に住宅倒壊の危険性が高い地域として、平成29年度に「住宅の耐震化を緊急的に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域」という。）」として指定した次の10小学校区に対して、引き続き耐震化の取組みを重点的に推進する。

緊急耐震重点区域*

旭校区・東田校区・向山校区・八町校区・松葉校区・新川校区・花田校区・松山校区・豊校区・羽根井校区



※ 豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（平成29年4月）において、人口密度3,000人/k㎡以上で、昭和56年以前の旧耐震建築物が多く存在する10小学校区を、緊急耐震重点区域に指定した。

4. 取組期間

令和3年4月から令和8年3月までの5年間

5. 取組方針

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の所有者に対し、住宅の耐震化を促進するための普及啓発等に関する次の取組みを行う。

- ① 戸別訪問等の方法により住宅所有者等に対して直接的に耐震化を促す取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

6. 取組内容

(1) 5年間での取組指標

住宅の耐震化及び減災化の取組みについての進捗状況を把握するため、取組指標及び目標を次のとおり設定する。

取組指標	目標
木造住宅の耐震改修費補助金と解体工事費補助金を併せた補助実績	令和3年度から令和7年度までの実績数 330棟
木造住宅の耐震シェルター整備費補助金の実績 (令和元年度までの実績数 14棟)	令和7年度までの累計数 45棟

(2) 令和3年度の実施計画

<財政的支援>

1. 住宅無料耐震診断事業	
木造住宅の無料耐震診断を実施する。	目標 300 棟
2. 住宅耐震改修費補助事業	
木造住宅の耐震改修工事費に対して補助を実施する。	目標 45 棟
3. 住宅解体工事費補助事業	
木造住宅の解体工事費に対して補助を実施する。	目標 60 棟
4. 住宅耐震シェルター整備事業	
木造住宅の耐震シェルター整備費に対して補助を実施する。	目標 5 棟

<普及・啓発等>

1. 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
<ul style="list-style-type: none">・耐震診断未実施者に対し、無料耐震診断の実施を促すDM約5,000通を送付する。・緊急耐震重点区域のうち、花田校区・羽根井校区を対象に住宅耐震化・減災化の啓発のため戸別訪問を実施する。
2. 耐震診断実施者に対する耐震化促進
<ul style="list-style-type: none">・安価な耐震化工法についての周知のため、市民向け案内チラシを作成し、DM等により周知を図る。・地域巡回の住宅耐震相談会を開催する小学校区を5つ選定し、同校区内の耐震診断実施者に対し、DM等により住宅耐震相談会への参加を呼びかける。
3. 改修事業者の技術力向上等
<ul style="list-style-type: none">・耐震事業に参画する耐震診断員を対象とした住宅耐震化の促進等に係る支援制度等の説明会を開催する。・愛知県建築物地震対策推進協議会において、改修事業者に対する耐震改修工法等に関する講習会を開催する。・愛知県建築物地震対策推進協議会が作成する耐震改修事業者リストを公表する。
4. 一般への周知普及
<ul style="list-style-type: none">・パンフレットの窓口配布や、市広報誌及び市ホームページ等を通じて耐震化の重要性・必要性の周知を行う。・自治会を介して住宅の耐震化に関するリーフレットを回覧する。・FMラジオ市政情報番組により耐震化を啓発する。